

代理について

1 法定代理

未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求等の代理行使を認めることとしてはどうか。

○ 行政機関個人情報保護法は、開示請求、訂正請求、利用停止請求について、未成年者又は成年被後見人の法定代理人による代理行使を認めている。

○ 本人と代理人との利益相反についてはどのように考えるべきか。

・ 行政機関個人情報保護法は、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報を不開示情報としている（14条1号）。

・ 条例には、以下の例がある（次頁ご参照）。

利益相反の場合は不開示とする例：東京都条例、仙台市条例、草加市条例
本人同意等を要求する例：仙台市条例、草加市条例、逗子市条例、
長野県条例

・ 利益相反が問題となりうる事案

* 小学校の児童指導要録（児童及び保護者の氏名、住所のほか学籍に関する記録及び各教科の学習記録、評定、出欠の記録ほか指導に関する記録）
＜内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成18年12月15日答申（平成18年度（独個）答申第9号）＞

→審査会の結論：

- 子どもの氏名、性別等のみ部分開示すべき。
- 法定代理人の開示請求権はあくまでも本人の利益を実現する手段として設けられていることを考慮すれば、開示・不開示の判断に当たっては、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれについては、広く解することが適当。

* 子どもが入所している児童養護施設の所在地、電話番号、子どもに差し入れられた物品の扱い、子どもの体調記録、検査等の内容＜東京都個人情報保護審査会平成21年12月4日答申（第172号）＞

→審査会の結論：

- 児童養護施設の所在地、電話番号は利益相反情報（東京都条例16条8号）に該当するため、非開示が妥当。
- 物品の扱いについては、面接調査を行った日時、面接調査の区分、面接調査の人数及び担当者の氏名以外の情報は、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（東京都条例16条6号）に該当するため、非開示が妥当。
- 体調記録等については、あて先（実施機関の組織名及び役職名）以外、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する

ため、非開示が妥当。

＊学校行事・施設生活中に撮影された子どもの写真、通知表、子どもが職員等に伝えている困り事や不安とそれらについて施された対応・処遇、子どもの健康記録・通院記録・投薬記録等＜東京都個人情報保護審査会平成22年1月8日答申（第175号）＞

→審査会の結論：非開示事由該当性については判断されず

- 実施機関は、情報の不存在を理由として非開示決定を行ったものの、審査会の調査により、実施機関が情報を保有していることが確認された。したがって、決定を取り消し、新たに個人情報を特定した上で、改めて開示・非開示の決定を行うべき。

- ・利益相反の場合を不開示とするのであれば、マイ・ポータル上での開示に当たり、利益相反に該当するか否かを請求の都度確認することはできないので、典型的に利益相反のおそれのある情報については、マイ・ポータル上で開示させないようにすることが考えられる。

【参考】

○行政機関個人情報保護法

（開示請求権）

第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（保有個人情報の開示義務）

第十四条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

（訂正請求権）第二十七条

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

（利用停止請求権）第三十六条

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

○東京都個人情報の保護に関する条例

（開示を請求できる者）

第十二条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

（保有個人情報の開示義務）

第十六条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

ハ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報

○仙台市個人情報保護条例

（開示請求権）第十四条

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

（個人情報の開示義務）

第十七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

七 未成年者、成年被後見人又は未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人による開示請求に係る個人情報であって、開示することにより、当該開示請求に係る本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあるもの

○草加市個人情報保護条例

（開示請求）第十六条

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満 15 歳以上のものであるときは、本人の同意を得なければならない。

（個人情報の開示義務）

第十八条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(8) 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる情報

○逗子市個人情報保護条例

（自己情報の開示請求権）第十四条

2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示の請求」という。）をすることができる。

(1) 成年被後見人の法定代理人

(2) 未成年者本人の同意があると認められる法定代理人。ただし、本人の同意が得られないことに合理的な理由があり、かつ、本人の利益に反しないと認められるときを含む。

○長野県個人情報保護条例

(開示請求権) 第十条

2 未成年者の法定代理人(合理的な理由がある場合を除き、当該未成年者の同意がある場合のものに限る。)又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 任意代理

任意代理については、どう考えるべきか。

- マイ・ポータル以外に、インターネット接続が困難な者がアクセスできる仕組みを設けることとしているが、それに加えて、任意代理を認めるべきか。
- 任意代理を認める場合は、代理人への成りすましなどの問題を防止するための手当てが必要となる。
- 任意代理を認めないと、認知症になっていても成年後見制度を利用していない高齢者などは法定代理人がいらないため、開示請求等を行うことができないなどの問題が考えられる。
- なお、(一般の)個人情報保護法では、任意代理人による開示請求等を認めているが、厚生労働省による「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」では、代理人等から開示の求めがあった場合は、原則として本人に説明を行った上で開示を行うものとするとしている。

【参考】

○個人情報保護法

(開示等の求めに応じる手続) 第二十九条

3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

○個人情報保護法施行令

(開示等の求めをすることができる代理人)

第八条 法第二十九条第三項の規定により開示等の求めをすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

○医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン

Ⅲ 9. 開示等の求めに応じる手続及び手数料(法第29条、第30条)

(2) 代理人による開示等の求め

- ・代理人等、開示の求めを行い得る者から開示の求めがあった場合、原則として患者・利用者本人に対し保有個人データの開示を行う旨の説明を行った後、開示の求めを行った者に対して開示を行うものとする。
- ・代理人等からの求めがあった場合で、①本人による具体的意思を把握できない包括的な委任に基づく請求、②開示等の請求が行われる相当以前に行われた委任に基づく請求が行われた場合には、本人への説明に際し、開示の求めを行った者及び開示する保有個人データの内容について十分説明し、本人の意思を確認するとともに代理人の求めの適正性、開示の範囲等について本人の意思を踏まえた対応を行うものとする。

3 代理権の確認

- 代理権の確認方法としては、対面、郵送、電子証明書を用いる等の方法が考えられる。電子証明書等の電子的確認方法については、技術 WG にてご検討いただくこととしてはどうか。
- 行政機関個人情報保護法では、代理権の確認方法として、法定代理人の戸籍謄本その他その資格を証明する書類を要求している。実際の運用では、本人及び代理人の運転免許証等本人確認書類、並びに法定代理人であることを確認する戸籍謄本等を、窓口持参又は郵送するよう求めている。
- （一般の）個人情報保護法では、代理人であることの確認方法について、個人情報取扱事業者が、その方法を定めることができるとされている。
経済産業省による「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」では、代理人の確認方法として、本人及び代理人の運転免許証等に加え、法定代理の場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本等、任意代理の場合は委任状を例として挙げている。
- 住民基本台帳法では、法定代理の場合は戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示・提出させ、任意代理の場合は委任状を提出させている。
- 登記・供託オンライン申請システムでは、代理権の確認方法として、本人及び代理人の電子署名・電子証明書を要求している。

【参考】

○行政機関個人情報保護法

（開示請求の手続）第十三条

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

○行政機関個人情報保護法施行令

（開示請求における本人確認手続等） 第十一条

3 法第十二条第二項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）を行政機関の長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした行政機関の長（法第二十一条第一項 の規定による通知があった場合にあっては移送を受けた行政機関の長、法第二十二条第一項 の規定による通知があった場合にあっては移送を受けた独立行政法人等）に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

○個人情報保護法

（開示等の求めに応じる手続）

第二十九条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

○個人情報保護法施行令

（開示等の求めを受け付ける方法）

第七条 法第二十九条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の求めを受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

三 開示等の求めをする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法

○個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン

2-2-5-6. 開示等の求めに応じる手続（法第29条関連）（1）

（iii）開示等の求めをする者が本人又はその代理人（（ア）未成年者又は成年被後見人の法定代理人、（イ）開示等の求めをするにつき本人が委任した代理人）であることの確認の方法（ただし、確認の方法は、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の求めの受付方法等に応じ、適切なものでなければならず、本人確認のために事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課すものとならないよう配慮しなくてはならない。）

事例6）代理人の場合（来所）：本人及び代理人について、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券（パスポート）、外国人登録証明書、年金手帳、弁護士の場合は登録番号、代理を示す旨の委任状（親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し）

○住民基本台帳法

（本人等の請求による住民票の写し等の交付）

第十二条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）又は住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 当該請求をする者の氏名及び住所

二 現に請求の任に当たっている者が、請求をする者の代理人であるときその他請求をする者と異なる者であるときは、当該請求の任に当たっている者の氏名及び住所

三 当該請求の対象とする者の氏名

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

4 前項の場合において、現に請求の任に当たっている者が、請求をする者の代理人であるときその他請求をする者と異なる者であるときは、当該請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、総務省令で定める方法により、請求をする者の依頼により又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない。

○住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令

（本人等の住民票の写し等の交付の請求につき請求をする者の代理人等が権限を明らかにする方法）

第六条 法第十二条第四項に規定する総務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。この場合において、市町村長が必要と認めるときは、請求をする者が本人であるかどうかの確認をするため必要な事項を示す書類の提示又は提出を求めるものとする。

一 現に請求の任に当たっている者が法定代理人の場合にあつては、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示し、又は提出する方法

二 現に請求の任に当たっている者が法定代理人以外の者である場合にあつては、委任状を提出する方法

三 前二号の書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、請求をする者の依頼により又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを説明する書類を提示し、又は提出させる方法その他の市町村長が前二号に準ずるものとして適当と認める方法

○登記・供託オンライン申請システム 代理申請

（方法1）電子署名された委任状ファイルを申請書に添付する場合

- 1 委任者は、PDF 変換ソフト（Adobe Acrobat 等）を用意し、PC にインストールする。
- 2 委任者は、委任状ファイルを作成し、PDF ファイルに変換する。
- 3 当該委任状ファイルに電子署名を行う。
- 4 委任者は、電子署名した委任状ファイルを代理人に渡す。
- 5 代理人は、申請用総合ソフトを起動し、手続様式の選択、申請データの作成等を行う。
- 6 代理人は、申請書に委任状ファイルを添付し、電子署名を行った後、申請データを送信する。

○商業登記規則

（登記申請の方法）

第二百二条 前条第一項第一号の規定により登記の申請をするには、申請人又はその代表者若しくは代理人（以下この章において「申請人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、法令の規定により申請書に記載すべき事項に係る情報に第三十三条の四（注：電子署名の方法に関する規定）に定める措置を講じたもの（以下「申請書情報」という。）を送信しなければならない。

2 申請人等は、法令の規定により登記の申請書に添付すべき書面（法第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。）があるときは、法務大臣の定めるところに従い、当該書面に代わるべき情報にその作成者（認証を要するものについては、作成者及び認証者）が前

項に規定する措置を講じたもの（以下「添付書面情報」という。）を送信しなければならない。ただし、添付書面情報の送信に代えて、オンライン指定登記所に当該書面を提出し、又は送付することを妨げない。

3 申請人等（委任による代理人を除く。）が登記の申請をする場合において、申請書情報を送信するときは、当該申請人等が第一項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて次のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

一 第三十三条の八第二項（他の省令において準用する場合を含む。）に規定する電子証明書

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定により作成された電子証明書

三 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）その他の電子証明書であつて、氏名、住所、出生の年月日その他の事項により当該措置を講じた者を確認することができるものとして法務大臣の定めるもの

四 官庁が嘱託する場合にあつては、官庁が作成した電子証明書であつて、登記官が当該措置を講じた者を確認することができるものとして法務大臣の定めるもの

4 委任による代理人によつて登記の申請をする場合において、申請書情報を送信するときは、当該代理人が第一項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて次のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

一 前項各号に掲げる電子証明書

二 当該措置を講じた者を確認することができる電子証明書であつて、前号に掲げるものに準ずるものとして法務大臣の定めるもの

5 申請人等が添付書面情報を送信するときは、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ当該情報の作成者が第一項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて当該各号に定めるものを併せて送信しなければならない。

一 委任による代理人の権限を証する情報 第三項各号に掲げる電子証明書

二 前号に規定する情報以外の情報 前項各号に掲げる電子証明書又は指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第三条第一項に規定する指定公証人電子証明書

（電子署名の方法）

第三十三条の四 法第十二条の二第一項第一号の法務省令で定める措置は、電磁的記録に記録することができる情報に、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X五七三一—八の附属書Dに適合する方法であつて同附属書に定めるnの長さの値が千二十四ビット又は二千四十八ビットであるものを講ずる措置とする。

（電子証明書）第三十三条の八

2 前項の規定により送信する情報（以下この章において「電子証明書」という。）には、法務大臣の指定する方式に従い、次に掲げる事項を表さなければならない。

- | | |
|---|---|
| 一 | 第三十三条の六第五項第一号から第三号まで及び同条第六項の規定により同条第一項の磁気ディスクに記録された事項 |
| 二 | 電子証明書の番号 |
| 三 | 電子証明書の作成年月日時 |
| 四 | 法第十二条の二第一項の登記所 |
| 五 | 電子認証登記所及び登記官 |
| 六 | その他法務大臣の指定する事項 |